

給与支払報告書(市区町村への給与の報告)について

会社には年末調整が終わるとそれに引き続き、1月31日までに各市区町村にお給料の支払状況の報告が求められます。今回は、当該報告についてご説明したいと思います。

■制度の概要

給与支払報告書とは前年1月1日から12月31日までの間、事業所等が給与を支払った場合支給した事業所が支給した者の1月1日に居住する市区町村に提出しなければならない書類です。源泉徴収票の内容を、市区町村に提出しているとお考えください。
市区町村では、提出された給与支払報告書等に基づき住民税を課税します。

■住民税の納付方法

住民税の納める方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2通りがあります。

- ・「特別徴収」とは、従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、毎月各市区町村へ会社が納付する方法です。
- ・「普通徴収」とは、市区町村から送られてくる納付書で年4回に分けて従業員本人が納付する方法です。

事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、個人・法人を問わず、原則としてパート、アルバイト役員等、全ての従業員について個人住民税を特別徴収する必要があります。

ただし、下記に該当する場合は、普通徴収が認められています。

- A 事業所の総従業員数が2人(以下のB~Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた数)以下である
- B 他の事業所で特別徴収をしている
- C 給与が少なく税額を給与より天引きできない
- D 給与の支払いが不定期(毎月、給与が発生するわけではない)である
- E 支給対象者が事業専従者である
- F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)である

東京都・都内区市町村（個人住民税の特別徴収に関するQ&Aより抜粋）

Q1 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A1 地方税法では、所得税を源泉徴収している事業主については、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。法令改正があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業主についてはありましたが、制度の周知が十分でなく、徹底が図れていない状況にありました。そのため、東京都と都内区市町村は平成26年度から平成28年度までを特別徴収推進期間と定め、特別徴収制度の広報、周知活動に取り組んでまいりました。そして平成29年度から、特別徴収を徹底することとしました。

Q2 従業員から「給与から特別徴収(差し引き納入)ではなく自分で納入したい」といわれているのですが？

A2 給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収の方法により徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q3 従業員も少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか。毎月納めるのが面倒なのですか？

A3 従業員が少ない事業所でも特別徴収しなければなりません。ただし、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、区市町村に対して申請して承認を受けることにより、年に12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。

Q4 納期の特例を利用すれば、毎月の給与から住民税を差し引きしなくてもよいのですか？

A4 「納期の特例」は、特別徴収した住民税を半年分まとめて納入することができる制度ですので、毎月の給与から差し引きは通常どおり行っていただく必要があります。給与から差し引きをした住民税を預かっていただく必要があります。給与から差し引きをした住民税を預かっていただき、年2回に分け納付してください。

Q5 従業員は家族だけなので、特別徴収をしなくてもいいですか？

A5 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令により義務づけられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります。なお、個人事業主の専従者については、当面の間、普通徴収による方法も認めます。

Q6 特別徴収を拒否したらどうなるのですか？

A6 地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。